

生活指導関係

生徒心得

豊かな学校生活を実現するために、現在に生きる青年として、さまざまな誘惑や矛盾にまどわされることなく、自らの生活を直視し、その向上に努めることが大切である。また、真理と正義を愛し、お互いの人格を尊重するように努めなければならない。

1. 校則を理解し、遵守する。
2. 社会の一員として基本的な生活習慣を身につけ、周りの人を思いやることができる人をめざす。
3. 毎日の授業を大切にして、学習に関する疑問や悩みをよく話し合い、みんなの力で解決する。
4. 科学的な考え方や対応方法を身につけ、豊かな人間性を養う。
5. 自分の将来について考え、働くことに生きがいを見出せる人間になる。
6. 自他共に差別を許さない力を身につける。
7. 学校行事、クラブ活動には積極的に取り組み、喜びや苦しみを分かち合える友情を育てる。

高校生活についての心得

学校という集団の中で健康な生活を送るためには、一人ひとりが基本的な生活習慣を身につけるとともに、集団の中の規律を守ることが極めて大切である。

【服装等】

服装は本校の生徒としての品位を保ち、常に端正、簡素、清潔であることを心掛けねばならない。

1. 制服について

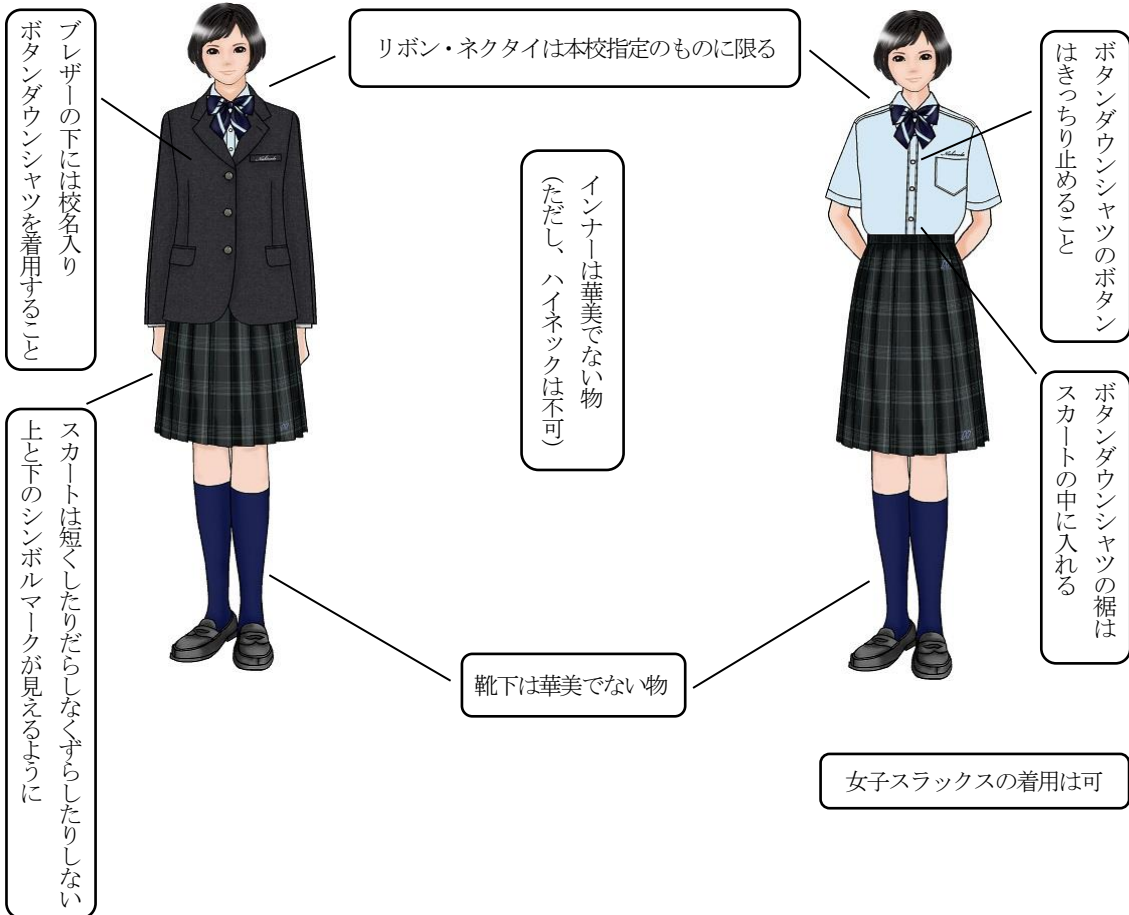
制服は下表及び次ページ略図の通り

	冬服	夏服
男子	<ul style="list-style-type: none">・ブレザーとスラックス・本校ネーム入りボタンダウンシャツ・ネクタイ	<ul style="list-style-type: none">・スラックス・本校ネーム入りボタンダウンシャツ
女子	<ul style="list-style-type: none">・ブレザーとスカートまたはスラックス・本校ネーム入りボタンダウンシャツ・リボンまたはネクタイ	<ul style="list-style-type: none">・夏用スカートまたはスラックス・本校ネーム入りボタンダウンシャツ
備考	<ul style="list-style-type: none">・セーターやベスト、カーディガンの着用については各自の判断に任せる（本校のマーク付き紫紺色）・移行期間については別途連絡する	

男子冬・夏



女子冬・夏



2. 制服の着用について

通学時及び学校生活においては、平日や休日を問わず、本校指定の制服を必ず着用しなければならない。病気その他やむを得ない理由によって、指定の制服以外のものを着用する場合は、学級担任を通じて生活指導部に「異装届」を提出し、許可を受けること。

ブレザーの下にセーターやベスト、カーディガンを着用するときは、本校指定のものに限る。ジャージや指定外のセーターやベスト、カーディガン等（ボタンダウンカッターシャツの下にハイネック等）を着用することは禁止する。スカートの下にジャージ等の着用は禁止する。

3. 防寒具について

気象条件により、防寒用服装（オーバーやコート、ジャンパー類）は、ブレザーの上に着用し、マフラーや手袋、ネックウォーマー等の着用は登下校時に限り認める。女子のタイツやレギンス等は無地の黒、紺のみ認める。

4. 身だしなみについて

本校が工科高校であることから、多くの生徒は就職する。このことから、いつでも面接試験に臨むことができる頭髪、身だしなみを保つこと。

頭髪は清潔な印象を与えるよう心掛けること。染色や脱色（ストレートパーマやアイロン、ドライヤー等による変色も含む）、パーマ、エクステ、カラースプレー（黒彩含む）、切り込み、剃り込み、アイプチを使用している等、高校生らしくないと判断されるものは禁止する。指輪やピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ等の装身具は禁止する。化粧（カラーコンタクトや口紅、マニキュア、マスカラ、まつげエクステ等）は禁止する。刺青やタトゥー、また極端に眉毛を剃ったり（抜いたり）、ヒゲを生やすことは禁止する。

5. 預かり指導

高校生としてふさわしくない装飾品等（指輪やネックレス、ピアス（透明ピアス含む）、化粧（マニキュア含む）等）についても禁止し、校内及び校外活動等（原則、遠足その他の行事を含む）で、本校の生徒として活動している間、下に示す預かり指導対象物の装着や使用、所持等が認められた場合、教職員がその場で直ちに預かる。預かったものは、原則卒業までの期間、生活指導部にて保管する。保管状態等による、品質の保障は一切できない。違反を繰り返し、改善の見られない者については、特別な指導を行う。

預かり指導対象物

- ・本校指定の制服以外の服（トレーナー、パーカー等）
- ・帽子（着用を指示された場合等は除く）
- ・装飾品（ピアス（透明ピアス含む）や指輪、ネックレス、ブレスレット等）
- ・その他、教職員が不要と判断したもの（自転車通学でのカサ等）

6. 履物について

通学時及び学校生活においては、活動に適した踵の低い靴（運動靴または革靴）を使用すること。クロックスやサンダル類、踵の高い靴を履いてくることは禁止する。

上履きは学校指定のものを使用すること。家庭用の分厚い靴下（ルームシューズ等）や家庭用スリッパ等は禁止する。

【欠席・遅刻・早退・外出】

時間を守ることは高校生活の基本である。時間を守り、遅刻のない規律ある高校生活を送ろう。

1. やむを得ず欠席や遅刻、早退をする場合は、必ず保護者から担任への電話連絡を必要とする。連絡時間は8時から8時30分の間とする。

2. 登校後、体調不良等で早退する場合は、担任と生活指導部に早退願いを提出し許可を得る。帰宅後すぐ、学校に帰宅連絡をする。翌日、保護者に押印をもらった許可証を担任に提出する。
3. 始業時刻及び授業に遅刻した場合は、生活指導部発行の「遅刻者入室許可証」を受け取る。教室では担任または授業担当の先生に「遅刻者入室許可証」を渡し、許可を得て入室すること。ただし、鉄道に限り遅れて登校遅刻をした場合は、必ず「遅延証明書」を生活指導部に提出すること（証明書の提示があった場合のみ登校時刻から遅延を差し引く）。特に遅刻の多い者については、特別な指導を行う。
4. 授業や学校で定めた時間以外の外出は禁止している。やむを得ない事情で外出する場合は、担任の先生に申し出て許可を得た後、所定の手続き（外出届の提出）をした上で外出すること。
5. 無断欠席や無断早退、無断外出、中抜けについては特別な指導を行う。

【登下校】

1. 通学全般について

適正な乗車券（定期券）の使用、信号機や遮断機の遵守等交通マナーや交通法規を遵守し、学校に届けた手段で通学すること。（通学手段や経路等を変更したい場合は事前に担任に申し出る）

登下校時、事故やトラブルにあった場合は、すみやかに担任、または生活指導部に報告する。

万一事故にあった場合は、必ず警察に連絡をすること。

乗客や通行人、自動車等の迷惑になるようなことはしてはならない。

2. 自転車通学について

① 自転車に通学しようとする者は、生活指導部に許可を受け、許可ステッカーを通学時に使用する自転車の後部泥よけに必ず貼付しておくこと。

- ・ 自転車は、指定された駐輪場に駐輪し、必ず施錠すること。
- ・ 自転車通学を許可された者及び自転車を利用する者は、必ず「自転車損害賠償保険等」へ各自が加入すること。 ※平成28年7月に大阪府条例で加入が義務化されました。
- ・ 雨天時は傘を使用せずレインコート等を着用し、両手で自転車を運転できるようにすること。
※平成27年6月より道路交通法が一部改正され、このような行為も違反・罰金等の対象となっています。
- ・ 携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転や、イヤホン等で音楽を聞きながらの運転をしないこと。
- ・ 併進通行しないこと。

② 他人に自転車を気軽に貸さないこと。（万一の場合貸した者にも責任がある）

③ 2人乗りは絶対にしないこと。（特別な指導の対象）

3. 単車・自動車について（電動バイク：通称モペットを含む）

① 本校では原付および自動二輪車の免許は取らないよう指導している。

② 単車、自動車による通学は絶対に禁止とし、特別な指導の対象とする。

③ 単車、自動車での事故及び交通違反を起こした場合は、特別な指導の対象とする。

【学校備品及び施設について】

技術指導のため、本校には高度な機械類や施設が多数設置されている。悪戯や悪質な行為によって、施設や備品が破損、故障をした際には実費を請求するとともに特別な指導となる。

また、机や椅子、窓ガラス等の設備や備品を故意に破損させた場合には、実費を請求するとともに特別な指導となる。

【下足ロッカーについて】

1. 貴重品は必ず身につけ、盗難防止のための諸注意を厳守し、自己管理の徹底を図る。
2. 下足用個人ロッカーは常時施錠し、ロッカーの上等に私物を放置しないこと。下足用個人ロッカーは学校が貸与しているものであるため、ステッカーの貼付や落書き等しないこと。万一破損させた場合は、実費を請求するとともに特別な指導となる。

【携帯電話・スマートフォンについて】

文部科学省・大阪府教育委員会の通達により、校内における生徒の携帯電話の使用は原則禁止する。持ってきた場合は、電源を切り鞆の中などで各自が管理をすること。

授業中や考査中に鳴動や使用が発見された場合は、一時預かる等の対応をとり、指導の対象とする。また、教員の指導を無視し、何度も違反が繰り返される場合は、特別な指導の対象となる。

1. 授業中や考査中は電源を切り鞆の中にしまうこと。
2. 廊下等で歩きながらの携帯電話・スマートフォンの使用は禁止する。
3. 考査中の使用や鳴動は不正行為として指導の対象となる場合がある。
4. 教室等のコンセントを利用しての携帯電話・スマートフォンの充電を行うことは禁止する（ドライヤーやヘアアイロンの充電をしている場合も、携帯電話と同じ扱いとする）。
5. 他人の画像をはじめ個人情報や他者を誹謗中傷する発言をインターネット上に投稿・掲載する行為は、場合によっては名誉毀損や侮辱、脅迫、業務妨害に問われる可能性があることを認識し、絶対にしないこと。一方、出会い系サイトやその他有害サイトへアクセスすることで、犯罪に巻き込まれないよう十分注意すること。
6. その他、公共の場での使用マナーを守ること。

【盗難防止について】

1. 学校へは不必要な現金を持って来ないこと。
2. 現金や貴重品は、常に身につける等、自分で責任をもって管理すること。
3. 体育の授業や学校行事等で、やむを得ない場合は、授業担当者や担任に預ける等、管理を確実にすること（教室、更衣室等に放置してはならない）。
4. 必要な時以外は他の教室やロッカー付近、自転車置場、更衣室等に行かない。
5. 金品の紛失や盗難があれば、すぐにクラス担任又は生活指導部に届け出ること。

【校外生活】

1. 西野田工科高校生としての誇りと自覚を持ち、良識のある服装や言動を心掛ける。
2. 外出の際は、行き先や用件、帰宅時間等を保護者に必ず連絡しておく。夜間の外出はできる限り控える。
3. 不健全な飲食店や遊技場等には立ち入らない。
4. 外出の際は、生徒証を必ず携行する。
5. 運転免許について全府立高校では「三ない運動」を推進している。
 - ① 単車・自動車の運転免許証を取らせない。
 - ② 単車・自動車に乗らせない、乗せてもらわない。
 - ③ 単車・自動車を買わない。

6. アルバイトについて

アルバイトは基本的な生活習慣の乱れや学力低下、怠学という悪循環の根源ともなりやすいので、原則として推奨していない。やむを得ない事情でしなければならぬ場合には、必ず担任の先生に連絡すること。

【懲戒】

法令や学則の中に「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる」

と規定されている。その懲戒には、退学、停学及び訓告の3種類があり、そのうち次のような場合には、懲戒処分に該当する場合がありますので、特に注意すること。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 勉学を怠り成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなく出席しない者
- ④ 学校の秩序を乱し生徒としての本分に反した者

具体的な事例

飲酒、喫煙（ノンアルコール類・電子タバコなど、喫煙具所持や同席も含む）、薬物の乱用、試験の不適切行為、暴力行為、恐喝、窃盗（万引き）、器物破損、賭博行為、いじめ・嫌がらせ、自動車・単車通学、危険行為、迷惑行為、SNSによる誹謗中傷、その他秩序を乱す行為など

連絡事項

1. 生徒指導票の記入について

生徒指導票は各生徒をより深く理解し、指導するために提出していただくものです。それ以外の目的で使用しません。2部のうち1部はクラス担任が、1部は生活指導部が厳正に保管します。写真は学校で撮影、貼付します。

2. 誓約書及び確認書等の提出について

入学を許可された者は、誓約書、確認書を担任に提出してください。

ただし、出願時以降に転居した人は、新しい住民票の写しも提出してください。

また、確認書にある「規則」とは、学則をはじめ、学校生活を送る上で定められた「生徒心得」等、学校で決められた様々な「きまり」のことです。

LINE や Twitter 等は便利な連絡手段である反面、著しく人権を侵害する悪質な利用も問題となっています。他人への中傷などの書き込みを始め、問題が発生した場合は、サイトの閉鎖手続きや警察との連携も考えていかなければなりません。

個人情報を掲載する場合は、自分自身が犯罪等の被害に遭わないか、他人のプライバシーを侵害しないか、他人又は団体の名誉を傷つけたり損害を与えないか等を考慮する必要があります。

以下に SNS 上に個人情報を掲載する際の具体的な注意事項を記載します。

1. 個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、通学している学校名、画像又は映像等が含まれる）の掲載によって生じる危険を理解し、掲載する個人情報は必要最小限に留める。

- ① 自分の住所、電話番号又はメールアドレス等を掲載すると、商品購入の勧誘や架空請求等が郵便、電話又はメール等で届き、場合によっては詐欺等の被害に遭う場合があります。
- ② 自分の氏名及び居住地域名を掲載している場合、自分の不用意な言動（例えば、自分が飲酒や喫煙といった違法行為をしていることを示す文章や画像等）を掲載すると、氏名や地域名から個人が特定され、何の落ち度もない自分の家族の名誉を傷付ける場合があります。また、通学している学校名を掲載している場合、上記のような言動を掲載すると、学校の信用を損なうとともに学校関係者（他の生徒や卒業生等）の名誉を傷つけることになり兼ねません。
- ③ 自分の住所、通学する学校名及び自分の画像等を掲載すると、それらの情報を元に悪意のある人物からストーカー（付きまとい）行為を受ける等、場合によっては犯罪に巻き込まれる場合があります。

2. 他人の個人情報を、本人の承諾なしに掲載しない。

- ① 他人の個人情報（画像・映像を含む）を無断で掲載すると、その人のプライバシーを侵害してしまう場合があります。それが原因でその人に損害が生じた場合は、損害賠償（実際に生じた損害額や慰謝料）を請求される場合があります。
- ② 個人が特定される状況で、その人を誹謗中傷するような文章、画像、映像等を掲載した場合、名誉毀損の罪に問われたり、損害賠償を請求されたりする場合があります。

3. 他人から自分の個人情報の掲載の承諾を求められた場合は、安易に承諾しない。

他人から自分の個人情報を掲載してもよいか尋ねられ、これを安易に承諾した場合、内容によっては1の例に示したような危険が生じる場合があります。

SNS への情報の掲載は、完全に消すことができません。悪意のある人が、情報をコピーし悪用する可能性があるからです。現在、Twitter 等の SNS 上の各種サービスを利用している人は、上記の危険が生じる可能性がある個人情報を削除することを強くお勧めします。

今現在、上記のサービスを利用している人も、今後、利用しようと考えている人も、上記の注意事項を理解した上でインターネット上の各種サービスを利用してください。